

# 安田好弘弁護士に完全無罪判決

## でも冤罪の人はいっぱいいる

### 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

「主文 本件各公訴事実につき、被告人は無罪」……川口政明裁判長がそう告げたとき、東京地方裁判所の法廷で湧き起こった歓声は、傍聴に入れきれず廊下で待機していた人たちにまでよく届いたそうです。昨年一月二四日のことでした。

その事件の被告は安田好弘弁護士。

安田さんが逮捕されたのは五年前のこと。顧問会社に行ったアドバイスが、会社の資産隠しを目的としたもので強制執行妨害罪にあたりとされたものです。安田さんが死刑廃止運動で名高く、とりわけオウム真理教の麻原被告の主任弁護士でもあったことから、当時大きく報道されました。その報道によって「人権派といわれる弁護士も裏では汚いことをやっているものだ」という印象を持たされた人も多かったのではないのでしょうか。

☆☆☆

しかし、安田さんは無実でした。裁判の中で、隠したとされたお金は実は会社の社員らが社長らに内緒で横領していたことが明らかになりました。検察は捜査中そのことを知りながら、この横領事件は不問にして、社員らにでっちあげの証言をさせ、無実を主張する安田さんに「反省の情もない」と懲役二年を求刑していたのです。判決はこうした検察の姿勢をも厳しく弾劾するものでした。

☆☆☆

判決のあと、安田さんは次のように語っています。

「僕は無罪を獲得できた。それは、たまたまの僥倖だと思っています。世の中には冤罪者がいっぱいいるんです。それを世の中に広めましょうよ。司法とかマスコミがいかにいいかげんなものなのか。無実なのに有罪の人は一杯いるのです。どうか皆さん、その人たちの心と思いを同じくしてください。」

安田さんには千人を越す弁護団がつき、膨大な資料と格闘しながら、無実・無罪の論証を尽しました。安田さんも「罪を認めるなら釈放してやる」という誘いに屈せず、一〇ヶ月もの勾留に耐えました。（安田さんも東京拘置所にいたのです。）

こうした闘いによって勝ち取られた「完全無罪」の判決でした。しかし、普通はそのように闘えるものではありません。長引く勾留に、仕事や家族のことなどへの不安が募る中で、恫喝と甘言を駆使されれば検察のいいなりに調書を作らされてしまうものです。そして法廷でそれを覆すのは至難のことなのです。実際、同じ事件で顧問会社の社長らには有罪判決が出されています。（上告中）

☆☆☆

裁判長は判決の最後に安田さんに「今度、法廷でお会いするときには、今とは違う形でお会いしたい」と語りかけました。そうです。安田さんは被告人席ではなく、弁護士の席につくべき人なのです。

しかし、検察は判決の二日後控訴しました。

☆☆☆

死刑を存置すべきだという人たちから、「冤罪」「誤判」は司法の問題であって、死刑の是非の問題とは分けて考えるべきだという意見が私たちにも寄せられています。だけど、こんな危うい司法の現実の中で死刑判決は出され、死刑は執行されているのです。